

## 公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項

1. 公認スノーボード検定員規程第9条第1項に定める公認スノーボード検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「（公財）全日本スキー連盟スノーボード検定員クリニック××会場」と称する。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。
4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。
5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。
6. クリニック年度は、本連盟年度とする。
7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。
  - （1）クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
  - （2）クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者
  - （3）クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。
  - （4）1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。
8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。
  - （1）実技（運営能力）
    - ① 運営スケジュール
    - ② 斜面選定
    - ③ 傷害防止対策
    - ④ その他運営に関すること
  - （2）実技（判定能力）
 視覚による評価の実施（映像資料の利用を含む）
9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参加前にeラーニングを視聴する。
10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムで、主管加盟団体に申し込む。
11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。
12. クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める研修会参加料とする。
13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和 3 年 9 月 27 日 制定、令和 3 年 11 月 1 日施行  
令和 5 年 7 月 5 日 改正